

障がい者雇用支援員（会計年度任用職員）募集要項

令和5年（2023年）10月
吹田 市

1 採用内容

- （1）業務名：障がい者雇用支援員
- （2）採用予定者数：1名
- （3）採用予定日：令和6年1月以降

2 主な業務内容

- （1）障がいを有する職員に対する、業務遂行や職場適応のための支援業務
- （2）障がいを有する職員に対する、スキル向上や自己理解のための支援業務
- （3）障がいを有する職員との面談及び関係機関等との調整業務
- （4）所属部署等への障がい者雇用に関する助言及び情報提供
- （5）チャレンジ雇用の採用及び任用に係る事務
- （6）チャレンジ雇用推進に係る業務

3 受験資格

- （1）社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- （2）次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （3）年齢、国籍は問いません。

4 勤務条件

身分	フルタイム会計年度任用職員（非常勤の職員）
任用期間	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで ※勤務実績によっては、次年度の任用を行う場合があります。
勤務形態	原則、週当たり38時間45分勤務 月曜日～金曜日の週5日 午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分） ※上記時間より短い勤務形態を希望する場合はご相談ください。

	※土、日曜日、国民の祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市役所（吹田市泉町1-3-40）
給料	月額 226,352 円（地域手当含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇等	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大10日） 病気休暇、忌引休暇等の特別休暇を付与
社会保険等	共済組合・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。
その他	原則として任用後1か月の条件付採用期間があります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

5 試験方法、試験日程等

(1) 1次試験（書類選考）

書類選考を実施します。

※選考の結果、2次試験へ進んでいただく方には、メール又は郵送により通知します。

(2) 2次試験（面接）

1次試験合格者に対し、個別面接を実施します。（12月中旬予定）

面接の日時・場所については、人事室から別途連絡します。

※面接結果については、吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にのみ本人あてにメール又は郵送により通知します。

6 申込手続

(1) インターネット申込みの場合

受付期間	令和5年11月1日（水）から令和5年12月1日（金）まで
申込方法	①吹田市ホームページの「人事・職員採用」ページ内に設けた申込フォームから必要事項を入力します。 （利用者登録は必要ありません。） ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証の写真をアップロードします。 ③申込フォームから手続きを行った後に「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続きに不備がある可能性があります。吹田市総務部人事室人事担当（直通：06-6384-1400）までご連絡ください。
注意事項等	・入力には一定の時間制限がありますので、事前に入力項目を確認した上で行ってください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間中は 24 時間申込可能ですが、システムの保守等を行う必要がある場合、重大な障害等が起こった場合等は事前の通知を行うことなく、システムの運用を停止する場合があります。 ・スマートフォン等でドメイン指定受信設定をしている場合、ドメイン指定を解除し、「@city.suita.osaka.jp」からのメールを受信できるように設定をしてください。
--	--

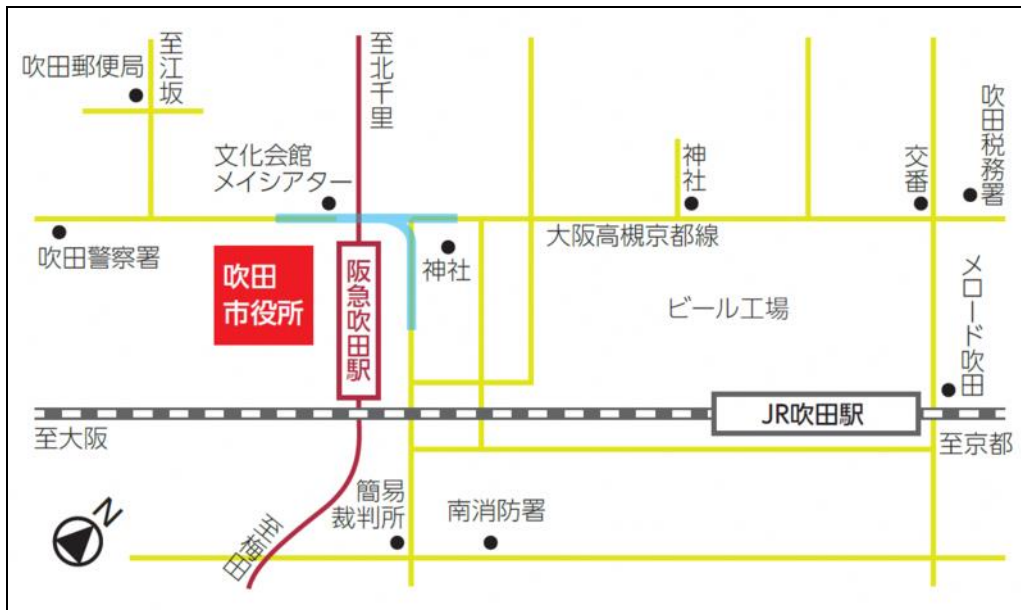
(2) インターネット申込みができない場合

受付期間	<p>令和5年11月1日（水）から令和5年12月1日（金）まで （最終日消印有効）</p> <p>※受験票は12月1日以降に郵送します。12月4日になっても届かない場合は、人事室人事担当まで電話で確認してください。 電話番号：06-6384-1400（直通）</p>
提出書類	<p>①障がい者雇用支援員（会計年度任用職員）申込書</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証のコピー</p> <p>③受験票返信用封筒 長型3号（23.5 cm×12 cm）の封筒に 84 円切手を貼り、受験者の郵便番号、住所、氏名【氏名の後ろに「様」を記入してください】を記載しておいてください。</p>
申込方法	<p>上記①～③の書類を封筒に入れ、下記申込先に郵送してください。 なお、封筒の表に「障がい者雇用支援員（会計年度任用職員）申込書 在中」と赤字で書き、必ず「簡易書留」又は「特定記録郵便」で郵送してください。</p>
申込先	<p>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 総務部人事室 宛</p>

7 その他

- (1) 就業場所となる吹田市役所本庁舎等は敷地内禁煙です。
- (2) 本申込に関する提出書類は一切お返ししません。
- (3) 試験に際して市が収集する個人情報は、今回の試験の円滑な遂行のためにのみ用い、それ以外の目的には一切使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及び吹田市の保有する個人情報保護管理要領に基づき適正に管理します。
- (4) 天候等の状況により試験の実施が危惧されるときは、お問い合わせください。
- (5) 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- (6) 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- (7) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

8 吹田市役所本庁舎周辺図



【問合せ先】

吹田市役所 総務部人事室人事担当

住所 〒564-8550

吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6384-1400 (直通)

FAX 06-6337-1631

メールアドレス: so_jinji@city.suita.osaka.jp